

議案第 8 号

逗子市事務分掌条例の一部改正について

逗子市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市事務分掌条例の一部を改正する条例

逗子市事務分掌条例（平成28年逗子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 経営企画部の項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項
- (2) 広聴及び広報に関する事項

第 2 条 経営企画部の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (3) 秘書に関する事項

第 2 条 経営企画部の項に次の 1 号を加える。

- (7) デジタル化の推進に関する事項

第 2 条 総務部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

デジタル化の推進体制を強化し、新たな時代に対応できる体制等を構築するための行政組織の見直しをするに当たり、改正の要あるため提案する。